

令和3年度も！
御活用ください！



職業訓練期間中の 保育料の半額を 支給します。

鳥取県職業訓練生託児支援事業奨励金

| | |
|-----|---|
| 対象者 | ※下記のすべての条件に該当する方 (1) 県内在住の就職希望者で、鳥取県立産業人材育成センターが実施する職業訓練を受講される方 (2) 未就学児童の保護者で、職業訓練を受講するにあたり、当該児童を保育することができない方で、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育できない方 (3) 上記(1)、(2)のため、当該児童を保育所等に預けられる方 (保育所等とは、認可保育園、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業を実施する施設、家庭的保育事業を実施する施設、児童発達支援センター、またこれらの施設に預けることが困難な児童を預けた施設をいいます。) |
| 支給額 | 訓練受講期間中における保育料の2分の1以内 (小数点以下切捨) ・他の助成金を活用する場合は、保育料から他の助成金額を控除した後の保育料の2分の1以内。 ・訓練受講期間に1月未満の端数がある場合は、当該月の支給額は日割りにより算出します。 |
| 上限額 | 保育児童1人：月額1万5千円 保育児童2人以上：月額2万3千円 |

【雇用保険の受給資格者等の方へ】

求職活動関係役務利用費の支給対象期間中の併給はできませんのでご注意ください。

※求職活動関係役務利用費は、雇用保険の受給資格者等の方に対して、一定の要件を満たす場合に支給されます。制度の詳細は最寄りのハローワークにお尋ねください。

■問い合わせ先・申し込み窓口■

鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 [東部・中部地区]

電話 0858-26-2247 ファクシミリ 0858-26-2248

鳥取県立産業人材育成センター米子校 [西部地区]

電話 0859-24-0372 ファクシミリ 0859-24-4094

鳥取県庁商工労働部雇用人材局産業人材課

電話 0857-26-7222 ファクシミリ 0857-26-8169



<<奨励金受給手続き>>

最寄りのハローワークから産業人材育成センターが行う職業訓練の受講を申し込んでください。
(訓練を受講するには選考があります)



職業訓練受講決定後、各保育施設（保育所であれば役場）において、入所手続きを行ってください。

※既に保育所等に預けられている方は、改めて入所手続きをする必要はありません。

保育施設入所手続き後、産業人材育成センターに『奨励金支給認定届』を提出してください。



[添付書類] ・世帯全員の住民票
・保育所等が発行する保育期間及び保育料の額を証明する書類

訓練を受講する。

訓練終了後、産業人材育成センターに『奨励金支給申請書』を提出してください。

[添付書類] 保育料の領収書の写し又は通帳の写し等
又は産業人材育成センター指定用紙 等

訓練受講状況（出席率8割以上）の確認等審査後、指定された口座に奨励金が振り込まれます。

※訓練の受講状況等によっては支給されないことがあります。

【留意事項】

令和3年4月分から令和4年3月分の保育料に対し奨励金を支給します。また、年度をまたぐ訓練のうち来年4月分以降の支給については、次年度の予算成立後支給を決定します。

なお、虚偽その他の不正行為によって奨励金を受給した場合は、返還していただくことがあります。



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

令和3年4月発行